# 人と緑が調和する人間優先都市 「政令指定都市―さいたま市」へ

## さいたま市は政令指定都市を目指します

さいたま市は、埼玉県の行政、経済、文化などの中心的役割を果たしており、県都として、さらには関東地域の中枢都市として発展することが期待されています。

21世紀の初頭を迎え、価値観の多様化、情報化、国際化がますます進展し、行政需要も高度かつ多岐にわたっており、また、高齢社会の到来に伴い、今後、福祉関連の行政需要が増大することが予測されています。

こうしたことから、さいたま市は大都市としての行財政基盤をより強固なものとし、市民福祉と市民サービスの充実した潤いのある「まちづくり」を進めていく必要があります。

そのため、さいたま市は権限と財源が強化される政令指定都市となり、この政令指定都市制度を活用して、より一層の都市基盤の整備を図り、市民福祉の充実した、より質の高い行政サービスが提供できる、新たな都市を創造します。



# 政令指定都市制度とは

政令指定都市とは、地方自治法で規定されている「政令で指定する人口50万以上の市」を言います。

現在、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、 大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の12市が政令指定都市に なっており、これらの市は、いずれも人口はもちろん、財政規模も大き く、歴史と風格を備えた大都市と言えます。

政令指定都市制度は、大都市における行政運営を効率的に行うために創設された制度です。大都市においては、人口や産業が集中することにより、市が対処しなければならない行政需要が増大し、高度で広範多岐にわたる行政サービスが必要となります。そのため、地方自治法やその他の法令において、一般の市とは異なる行政制度及び財政制度上の特例を定めて、市民生活に関わりの深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的・能率的な運営を図り、市民福祉の向上を図ろうとするものです。



## 政令指定都市の特徴

政令指定都市は、一般の市と異なり、大都市としての特例が認められています。

#### (1)事務配分上の特例

県が処理することとされている民生行政、保健衛生、都市計画などに関する事務を政令指定都市の事務として処理することができます。

#### (2)行政関与上の特例

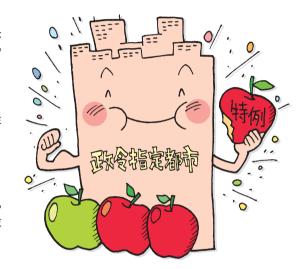
知事の承認、許可、認可などの関与を要している事務について、 その関与の必要をなくし、または、知事の関与に代えて直接、主 務大臣の関与になります。

#### (3)行政組織上の特例

区を設置するなどの特例があります。

#### (4)財政上の特例

政令指定都市移行に伴う事務移譲や行政組識の変更などによる 新たな行政需要に対して、国や県から財源の譲与や、交付金・支 出金について増額などの措置がとられます。



## 政令指定都市になるための要件

政令指定都市は、地方自治法により「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている以外には明確な規定はありませんが、これまで政令指定都市に指定された都市の状況をみると、おおむね次のような要件が必要と言われています。

①人口100万人程度であること。

- ②人口密度が2,000人/km<sup>2</sup>程度であること。
- ③第1次産業就業人口比率が全就業人口比率の10%以下であること。
- ④県からの移譲事務を適正かつ能率的に処理できる能力など、大都市の経営 に対応できる行財政能力が備わっていること。
- ⑤都市的形態・機能を備えていること。
- ⑥行政区を設置し、区の事務を処理する体制(区役所)が実質的に整っていること。
- ⑦政令指定都市移行について、県と市の意見が一致していること。

